

生産緑地法：生産緑地地区における建築規制の緩和（直売所等を可能に）

課題・背景

- ・生産緑地地区内では、設置可能な建築物を農業用施設に厳しく限定。
- ・かねてより、農業団体等から直売所等の設置を可能とする要望がある。
- ・国家戦略特区会議にて農家レストランの設置検討についてとりまとめ。

改正内容

- ・生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランを追加。

改正前

生産緑地地区内に設置可能な施設は、農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらさずおそれがないものに限定

【設置可能な施設】

- ① 生産又は集荷の用に供する施設
ビニールハウス、温室、育苗施設、農産物の集荷施設 等
- ② 生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
農機具の収納施設、種苗貯蔵施設 等
- ③ 処理又は貯蔵に必要な共同利用施設
共同で利用する選果場 等
- ④ 休憩施設その他
休憩所（市民農園利用者用を含む）、農作業講習施設 等

改正後

営農継続の観点から、新鮮な農産物等への需要に応え、農業者の収益性を高める下記施設を追加。

【追加する施設】

- ① 生産緑地内で生産された農産物等を主たる原材料とする製造・加工施設
- ② 生産緑地内で生産された農産物等又は①で製造・加工されたものを販売する施設
- ③ 生産緑地内で生産された農産物等を主たる材料とするレストラン

※生産緑地の保全に無関係な施設（単なるスパーパーやファミレス等）の立地や過大な施設を防ぐため、省令で下記基準を設ける。

- ・残る農地面積が地区指定の面積要件以上
- ・施設の規模が全面積の20%以下
- ・施設設置者が当該生産緑地の主たる従事者
- ・食材は、主に生産緑地及びその周辺地域（当該市町村又は都市計画区域）で生産

「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（H28.3国家戦略特区諮問会議）

…農業の6次産業化の一層の推進等のため、都市農業が営まれる生産緑地地区においても…農家レストラン等の設置を可能とすることを検討し、早期に結論を得る。



参考：隣接する生産緑地の所有者が経営するレストランイメージ（練馬区）